

会 議 録 目 次

令和 5 年第 2 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 5 年 3 月 1 日（水）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第 2	会期の決定について……………	5
日程第 3	諸般の報告	
	①議会報告……………	6
	②行政報告……………	10
日程第 4	報告第 1 号 工事施行協定の変更について……………	13
日程第 5	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について……………	14
日程第 6	同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……………	15
日程第 7	第 2 号議案 工事請負契約の変更について（海田町新庁舎建設等工事 （建築））……………	16
日程第 8	第 3 号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について……………	18
日程第 9	第 4 号議案 海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	19
日程第 10	第 5 号議案 令和 4 年度海田町一般会計補正予算（第 7 号）……………	20
日程第 11	第 6 号議案 令和 4 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）……………	33
日程第 12	第 7 号議案 令和 4 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	36
日程第 13	第 8 号議案 令和 4 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	38
日程第 14	第 9 号議案 令和 4 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	39
日程第 15	施政方針……………	40
	（延 会）……………	49

令和5年第2回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和5年3月1日(水)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月1日(水)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(14名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	欠員	6番	大高下光信
7番	欠員	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(14名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
6番	大高下光信	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西	田	祐	三								
副	町	長	今	岡	寛	之							
教	育	長	佐々	木	智	彦							
企	画	部	長	鶴	岡	靖	三						
総	務	部	長	丹	羽	勤							
福	祉	保	健	部	長	森	川	雅	枝				
建	設	部	長	久	保	田	誠	司					
教	育	次	長	森	山	真	文						
下	水	道	担	当	参	事	龍	岩	広	幸			
建	設	部	次	長	門	前	誠	司					
企	画	課	長	藤	原	靖							
魅	力	づ	く	り	推	進	課	長	脇	本	健	二	郎
財	政	課	長	吉	本	真	人						
総	務	課	長	中	村	修	介						
税	務	課	長	松	井	良	哲						
防	災	課	長	宮	垣	将	司						
デ	ジ	タ	ル	推	進	課	長	下	野	武	士		
町	民	生	活	課	長	水	川	綾	子				
住	民	課	長	近	森	茂							
社	会	福	祉	課	長	杉	本	幸	穂				
こ	ど	も	課	長	新	藤	正	敏					
長	寿	保	険	課	長	岩	本	宏	美				
保	健	セ	ン	タ	ー	所	長	森	原	知	美		
建	設	課	長	早	稲	田	誠						
上	下	水	道	課	長	木	村	生	栄				
会	計	管	理	者	中	川	修	治					
生	涯	学	習	課	長	中	下	義	博				

学校教育課教育指導監 小 村 孝 広
新庁舎整備室長 山 田 長 秀
環境センター所長 谷 川 雅 彦

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 倉 本 勇 登  
主 査 戸 成 正 考  
主 任 二 階 堂 心

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
①議会報告
②行政報告
日程第4 報告第1号 工事施行協定の変更について
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第7 第2号議案 工事請負契約の変更について（海田町新庁舎建設等工事（建築））
日程第8 第3号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
日程第9 第4号議案 海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 第5号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第7号）
日程第11 第6号議案 令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第12 第7号議案 令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13 第8号議案 令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14 第9号議案 令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15 施政方針
日程第16 一般質問
日程第17 第10号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18 第11号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 第12号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 第13号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 第14号議案 令和5年度海田町一般会計予算
- 日程第22 第15号議案 令和5年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 第16号議案 令和5年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第24 第17号議案 令和5年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 第18号議案 令和5年度海田町水道事業会計予算
- 日程第26 第19号議案 令和5年度海田町下水道事業会計予算
- 日程第27 発議第1号 海田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第28 発議第2号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第2回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしておりますので、御了承ください。なお、本定例会においては、換気のため、窓を開放し、また防寒のために膝かけ等の使用を許可しております。

直ちに、本日の会議を開きます。さて、昨年2月に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻から1年が経過をし、両国に甚大な被害が発生しているものの、残念ながら終結の兆しは見られません。この間、資源価格や原材料価格が高騰し、世界経済に大きな影響を及ぼしております。これは日本においても例外ではなく、食料品をはじめ、幅広い品目での値上げが続いております。一方、新型コロナウイルス感染症は発生から3年が経過しましたが、大きな節目を迎えようとしております。これまでマスクの着用について、屋外では原則不要、屋内では原則着用とされてきましたが、今月13日からは個人の判断が基本となり、また、再来月の5月8日には感染症法上の位置付けを2類か

ら5類に移行するとし、ウィズコロナの時代に向けた取組が始まろうとしております。このような社会経済の状況の中、本定例会は令和5年度当初予算を審議する極めて重要な会議であります。十分な審議と円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

この際、町長より発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）改めまして、皆さんおはようございます。本日、令和5年第2回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には報告1件、諮問1件、同意1件、契約変更1件、条例制定1件、条例改正5件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶をさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第1から日程28に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）それでは日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、1番、石橋議員、2番、西田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの14日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの14日間と決めます。

この際、議長より、議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。本定例会では演台と質問席、再質問席においてはマスクを外して発言することを許可します。ただし、自席で発言される際にはマスクは着用したままといたします。的確で分かりやすく、また、声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言をしてください。なお、執行部の皆さんには挙手の際には職名を名乗っていただきますよう、お願いを申し上げます。

ます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付をしております12月定例会以降の主なものについて報告をいたします。

初めに、12月19日及び2月21日に、安芸地区衛生施設管理組合定例会が開催されましたので、組合議会議員である私から議会の概略について御報告を申し上げます。

それでは、令和4年12月19日に開催されました令和4年第2回安芸地区衛生施設管理組合定例会について御報告をいたします。第2回定例会におきましては、人事案件1件、専決処分の承認5件、条例改正1件、決算認定1件、補正予算2件が提出されました。まず人事案件として、監査委員の選任として府中町議会議長の梶川三樹夫様が全会一致で選任されました。続いて、専決処分の承認として、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、職員の給与に関する条例の一部改正について及び広島県市町総合事務組合格約の変更についてが提出され、いずれも全会一致で承認されました。続いて、条例改正として、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてが提出され、全会一致で原案のとおり可決されました。次に、決算認定として、令和3年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定についてが提出され、一般会計歳入総額5億8,281万8,848円、歳出総額5億4,625万9,902円、差引総額3,655万8,946円、特別会計歳入総額13億6,039万126円、歳出総額13億3,335万7,185円、差引総額2,703万2,941円となり、監査委員から、各会計とも適正に処理されていることの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、まず、令和4年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ701万3,000円を追加し、予算総額を5億4,752万円とするものと、令和4年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算については、歳入歳出それぞれ2,203万2,000円を追加し、予算総額を11億5,577万2,000円とするもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、令和5年2月21日に開催されました令和5年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告をいたします。第1回定例会については、補正予算1件、規約の変更1件、条例制定3件、予算案件2件、その他案件1件が提出されました。まず補正予算として、令和4年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算について、

歳入歳出それぞれ1,921万6,000円を追加し、予算総額を11億7,498万8,000円とするもので、全会一致で原案のとおり可決されました。次に、規約の変更として、安芸地区衛生施設管理組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更についてが提出され、全会一致で原案のとおり可決されました。続いて、条例制定として、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、職員の降給に関する条例の制定について及び安芸地区衛生施設管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてが提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次に、予算案件では、令和5年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,076万円と定めるもので、次に、令和5年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,749万6,000円と定めるもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次に、その他案件として、令和5年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてが審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計3,667万3,299円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計3億3,362万7,545円と決定しました。なお、関係資料においては、議会事務局に保管しておりますので御覧いただきたいと思います。以上で、令和4年第2回及び令和5年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、12月19日、令和4年海田高等学校財産組合議会が開催をされ、組合議会議員である私が出席をいたしました。

次に、1月25日に、令和4年度広島県市町議会議員知事表彰式について、崎本副議長が議会議員として30年以上在籍をし、地域の振興と住民自治の向上への貢献が認められたことにより知事から表彰を受けました。

次に、1月25日には岩手県議会教育・子ども政策調査特別委員会の委員がかいた版ネウボラの取組及び不登校SSRの取組についての調査で、また、2月1日には、千葉県印旛郡町村議会議長会の議員がかいた版ネウボラによる子育ての支援についての調査でそれぞれ来町されました。

次に、2月2日、安芸郡町議会議長連絡協議会研修会として、府中町において府中町のPR大使で漫画家の田中宏氏により、なりたい大人 夢見る場所 帰りたい町、と題した講演が行われ、議員が参加をいたしました。

次に、2月7日と8日に全国町村議会議長会第74回定期総会等が東京都において行わ

れ、広島県町議会議長会の会長として私が出席をいたしました。

次に、2月13日に、令和5年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます下岡議員から議会の概略について報告を求めることにいたしたいと思っております。下岡議員。

- 9番（下岡）広島県後期高齢者医療広域連合議会報告。令和5年2月13日に令和5年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いたします。定例会においては、人事案件1件、承認案件1件、条例案件7件、予算案件4件が提案されました。まず、人事案件として議案第1号、監査委員の選任につきましては、實来伸夫氏が全会一致で選任されました。次に、承認案件として、広島県水道広域連合企業団が広島県市町総合事務組合に事務の委託をすることに伴い、広島県市町総合事務組合の規約を一部改正した議案第2号、専決処分承認についてが全会一致で承認されました。次に、条例案件として、地方自治法の規定により、広域連合長、職員等の当広域連合に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し、必要な事項を定める、議案第3号、広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、債権管理の適正化を図り公正かつ円滑な行財政運営を進めるために必要な事項を定める、議案第4号、広島県後期高齢者医療広域連合債権者管理条例の制定について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置について所要の改正を行う、議案第5号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、個人情報保護に関する法律の一部改正及び個人情報保護法施行条例の制定に伴い、規定の整備を行う、議案第6号、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について、個人情報保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体等が適用対象となることに伴い、広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に関し、必要な事項を定める、議案第7号、広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について、個人情報保護に関する法律の一部改正並びに個人情報保護法施行条例及び議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、規定の整備を行う、議案第8号、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正について、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定める、会議案第1号、広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定につ

いて、が全会一致で可決されました。次に、予算案件として、議案第9号、令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号及び議案第10号、令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第3号が全会一致で可決されました。続いて、議案第11号、令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ17億1,441万3,000円とし、議案第12号、令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出それぞれ4,540億8,481万4,000円とし、いずれも全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で、令和5年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）続いて、2月15日に、令和5年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会が開催されました。組合議会議員である私が議会の概略についてを報告いたします。

それでは、令和5年2月15日に開催されました令和5年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会についての御報告をいたします。第1回定例会におきましては、専決処分の承認2件、条例制定及び条例改正3件、規約の変更1件、補正予算1件、当初予算1件が提出されました。まず、専決処分の承認について、広島県市町総合事務組合規約の変更について及び広島県水道広域連合企業団と広島県市町総合事務組合との間における退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する協議について、が提出されました。いずれも全会一致で承認されました。続いて、条例制定及び条例改正として、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例及び広島県市町総合事務組合個人情報保護に関する法律施行条例が提出されました。全会一致で原案のとおり可決されました。次に、規約の変更として、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてが提出され、全会一致で原案のとおり可決されました。次に、補正予算として、令和4年度広島県市町総合事務組合一般会計補正予算が提出され、歳入歳出それぞれ2億8,720万円を追加し、予算総額をそれぞれ41億7,803万3,000円とするもので、全会一致で可決されました。続いて、当初予算として、令和5年度広島県市町総合事務組合一般会計予算が提出され、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億5,969万9,000円と定めるもので、全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で、令和5年第1回広島県市町総合事務組合定例会についての報告を終わります。

続きまして、2月22日に広島県町議会議長会令和4年度自治功労者等の表彰につきまして、私が議長として5年以上の在職、及び町議会議員として15年以上の在職の表彰を受けました。また、町議会議員として25年以上の在職の表彰を多田議員が、30年以上の在職の表彰を崎本副議長がそれぞれ受けられました。

また、広報コンクール表彰については、海田町議会が広報紙部門で特選を受賞いたしました。町民の皆さんとの双方向性をもたせ、様々な企画や議会活動を分かりやすく伝える紙面づくりについて高く評価されたもので、特選の受賞は2年連続となります。

続いて、1月23日、文教福祉委員会が所管事務県内調査を實際され、県立広島叡智学園において、中高一貫校及び国際バカロレアの導入について調査をされました。また、2月3日については、総務建設委員会が所管事務県内調査を実施され、海田バイオマスパワー株式会社においてバイオマス発電の概要について、また、大州雨水貯留池において当該施設の概要についてそれぞれ調査をされました。なお、12月定例会以降の常任委員会の調査等の実施状況は議会の動きに添付をしておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。委員会関係資料は、議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思っております。以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について、町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長(西田) それでは、12月定例議会後の行政執行の状況について御報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、県と連携し、情報収集を行い、町民に対して広報かいた、ホームページ、SNSや町内放送等で情報提供や注意喚起を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、町内各公共施設の利用制限の解除や、3月13日からマスク着用の見直しについて、町の方針を決定しました。次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金の貸付等を利用してもお生活に困窮する世帯の自立を支援するための生活困窮者自立支援金につきましては、2月28日現在で延べ50世帯に支給をしております。次に、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、1月13日の支給を最後に2,545世帯に支給を行いました。次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、2月28日現在で2,275世帯に支給をしております。次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等でございますが、中小企業者等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、2月28日現在、延べ480件となっております。次に、

海田町感染拡大防止・生活応援クーポン第4弾でございますが、前回よりも14店舗多い135店舗に利用登録店として参加をいただき、令和4年12月1日から使用を開始し、令和5年1月31日で使用期間を終了しております。最終的な利用率は87.1パーセントとなっております。次に、海田町事業継続応援金第4弾給付事業でございますが、2月28日現在、355件の申請を受け付けております。

次に、新庁舎整備についてでございますが、令和4年12月末には鉄骨工事を、年を明けて2月末には外壁・屋根工事を終えており、現在は内装・設備工事等を進めております。なお、本定例会には新庁舎建築工事の変更契約に係る議案及び建設工事等の予算を御提案しております。

次に、災害支援協定の締結についてでございますが、1月12日に学校法人幸和学園と指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する変更協定を締結し、こうわ認定こども園海田第二を新たな避難施設に加えしました。

次に、消防出初式についてでございますが、1月8日に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の観点から規模を縮小し、十分な感染症対策を施した上で開催いたしました。長年消防団活動に貢献していただいた26名の団員に対し、その功績をたたえ表彰及び表彰の伝達を行いました。

次に、防災教育についてでございますが、12月20日に株式会社ユーアンドアイ、2月19日には畝自治会において防災講話を実施しました。

次に、マイナンバーカードをお持ちの方が引っ越しをする場合、令和5年2月6日からマイナポータルで転出届をオンラインで提出できるようになりました。スマートフォンなどで転出手続きができるようになったことから利便性を向上させることができました。

次に、西浜保育所跡地を活用した民間認定こども園及び児童クラブの整備につきましては、1月に学校法人幸和学園こうわ認定こども園海田第二及びこうわ児童クラブ海田が新規開設されました。次に、海田小学校区児童クラブと海田西小学校区児童クラブの運營業務受託者の選定につきましては、3者から企画提案があり、審査により現在の受託者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を受託候補者として決定、委託契約を締結し、引き続き運営を委託しております。

次に、海田町くらしの安心・サポートセンター運營業務受託候補者の選定につきましては、審査により社会福祉法人海田町社会福祉協議会を受託候補者として決定、委託契

約を締結し、4月1日から運営を委託してまいります。次に、海田町ひきこもり相談支援センター運営事業受託候補者の選定につきましては、審査により現在の受託者である特定非営利活動法人FOOT&WORKを受託候補者として決定、委託契約を締結し、引き続き運営を委託してまいります。次に、令和4年1月から開始した高齢者いきいき活動ポイント事業ですが、令和4年1月1日から令和4年12月31日までがポイントの付与期間となる1年目については、事業の対象者7,254名に対し、ポイント手帳申請者は2,625名で申請率が36.2パーセントとなりました。奨励金につきましては申請された方から順次支給をしております。

次に、県に対する要望活動につきましては、12月12日に広島県西部建設事務所長を訪ね、県が施工する砂防事業の進捗を確認するとともに、早期完成について直接要望をいたしました。

次に、海田町地図情報提供サービス、かいたひまナビにつきましては、道路情報や都市計画情報等について試験公開を1月1日に開始いたしました。令和5年4月1日の本格開始に向け、水路や公共下水道の情報を追加し、サービスの向上を図ってまいります。

次に、学校教育につきましては、日本学校保健会による令和4年度全国健康づくり推進学校表彰におきまして、海田南小学校の防災教育の取組が評価され、優良校として表彰されました。

次に、生涯学習についてでございますが、まず民法の改正に伴い、成人祭から名称を変更して初めての式典になります令和5年二十歳のつどいを、1月8日に織田幹雄スクエアで開催いたしました。当日は新成人300名の対象者のうち198名、66パーセントの参加がありました。今回も新型コロナウイルス感染症対策として式典のみの開催となりましたが、二十歳代表が責任ある大人として、社会に貢献したいという力強い誓いの言葉を述べ、来賓や来場された方々から温かい祝福を受けました。次に、1月19日から1月22日にかけて、公共ホール音楽活性化事業として、クラシックコンサートを開催いたしました。オペラ歌手の梅津碧さんとピアノ演奏の小笠寺美樹さんをお迎えし、小学校、中学校、社会福祉施設、企業の4か所でのコンサートと織田幹雄スクエアでのコンサートを開催したところ、全体で約250人の方々の本格的なオペラの鑑賞の機会を提供することができ、好評をいただきました。次に、1月23日に第3回織田幹雄書道展の選考会を行い、入賞者を決定しました。入賞者のうち織田幹雄賞ほか3賞につきましては、来る3月4日に表彰式を行い、入賞作品は織田幹雄スクエア、ふるさと館、海田東公民館、

ひまわりプラザの4施設で巡回展示をする予定としております。次に、海田町内で活動されている読書グループひこばえの皆さんが、県内の読書活動を推進し県民文化の進展に寄与したことが評価され、1月29日に広島県読書推進運動協議会奨励賞を受賞されました。また、一般社団法人海田町文化スポーツ協会との共催で、12月11日に織田幹雄記念マラソン大会、2月12日に織田幹雄記念駅伝大会を開催しました。マラソン大会では129人、駅伝大会では424人に参加いただき、盛況な大会となりました。以上、簡単ではございますが、行政執行の主なものについて御報告いたしました。

失礼いたしました。3ページの下段のところにあります新型コロナウイルス感染症の感染拡大と言いましたが、拡大防止の観点から訂正をさせていただきます。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、報告第1号、工事施行協定の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）報告第1号、工事施行協定の変更について。令和3年第37号議案により議決を得た山陽本線海田市構内298キロ615メートル付近下水道管新設工事の工事施行協定の変更について専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道部長。

○上下水道課長（木村）それでは、報告第1号、工事施行協定の変更について御説明をいたします。議案書の1ページをお願いいたします。1、専決処分の内容でございますが、協定金額5,438万5,000円を5,005万4,286円に改めるものでございます。2、専決処分年月日は令和5年2月3日でございます。続きまして、変更理由について御説明をいたします。資料1をお願いいたします。資料1の2、変更概要の（2）変更の理由です。減額の理由は当初の見込みよりも施工日数が短縮されたため、軌道の24時間計測に係る安全管理費用及び安全対策費用が減少したためです。工事箇所等につきましては資料2に記載のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほど、町長からも説明がありましたが、298キロとあります。これはケイになっておるんですね。どういう意味なのか。メートル数は615メー

トルあるんですが、その中身は分かりません。これの答弁をお願いします。もう一つは、軌道の24時間、資料の中の最後の行の中に、24時間計測に係る安全管理費用及び安全対策費用が減少したと。私自身考えたら、夜の作業が少なくなったというように感じるわけですが、その辺の内容の説明をお願いいたします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）まず1点目のケイ、298kというところですけども、こちらにつきましては、西日本旅客鉄道株式会社さんの鉄道、地点地点での場所の表し方を示したものでございまして、山陽本線の起点からの距離を示すものでございます。それで298kというのはキロの略、615mというのはメートルの略ということで、山陽本線の起点からの距離を示したものでございます。2点目、24時間計測でございますが、こちらは山陽本線の軌道下を通す工事でございますので、その軌道が工事によって沈んだりしないように24時間断続的にその高さを自動計測するものでございます。今回の工事は当初見込んでおいた施工日数が短縮されたことによって、その計測する日数も必然的に短くなったことと、今回の工事では軌道に大きな影響が発生いたしませんでしたので、その影響が発生したときに行う対策も当然になくなっておりますので、それらの費用が不要になったというものでございます。

○議長（桑原）ほかにもございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります植野敏彦さんの任期が令和5年6月30日をもって満了することに伴い、委員の推薦について意見を求めるものでございます。推薦する者の氏名は引き続き、植野敏彦さんでございます。詳細については担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について御説明いたします。議案書

の2ページをお願いします。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で人格識見高く広く社会の実情に通じ人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。人権擁護委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るものでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、植野敏彦さんの経歴について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在69歳でございます。職歴でございますが、昭和51年4月に町職員として採用され、福祉課、人事課、保健課、保健センターなどに勤務され、平成13年8月に地域振興課長、平成16年4月に福祉課長、平成18年4月に住民課長、平成19年4月に総務課長、平成24年4月に教育次長として勤務され、平成25年3月に退職をしております。これまでの実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより諮問第1号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第1号について植野敏彦さんを適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、諮問第1号については植野敏彦さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります梶真澄さんの任期が令和5年3月21日をもって満了することに伴い、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものでござい

ます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き、梶真澄さんでございます。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について御説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。任期は3年で定数は3人でございます。

それでは、梶真澄さんの経歴について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在64歳でございます。職歴でございますが、昭和56年4月にジャスコ株式会社に入社、平成2年6月に大蔵会計事務所、平成4年6月には税理士登録をされ、平成6年9月から独立をされておられます。また、令和2年3月から海田町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。固定資産の評価について学識経験を有しておられ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。同意第1号についてこれを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第1号についてはこれを同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第2号議案、工事請負契約の変更について、海田町新庁舎建設等工事建築を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第2号議案、工事請負契約の変更について。海田町南昭和町地内において施工する海田町新庁舎建設等工事建築の請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書の4ページをお願いいたします。第2号議案、工事請負契約の変更についてでございます。令和3年第1号議案により議決を得て、令和4年第2号議案により当該議決に係る請負金額の変更について議決を得た海田町新庁舎建設等工事建築の請負契約の請負金額を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、変更内容について担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）資料の3をお願いいたします。海田町新庁舎建設等工事建築の変更契約についてでございます。1の変更の内容についてでございます。現在の契約の請負代金額22億2,603万7,000円を24億400万3,800円とするもので、差額1億7,796万6,800円の増で、工期については変更ありません。次に、2の主な理由でございます。長引く世界経済の情勢変化等の影響による建設資材及び労務費等の急激な高騰に伴い、建設工事請負契約約款第25条第6項に基づくインフレスライドの適用に係る請負代金額の変更について、建築工事の受注者と協議を行った結果等を踏まえ、変更契約を締結するものでございます。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。第2号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第3号議案、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第3号議案、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について。職員がワークライフバランスを保ちながら職務に従事できる環境を整備し、職員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員法に基づく配偶者同行休業に関して必要な事項を定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第3号議案、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について御説明申し上げます。内容につきましては、資料4の概要で説明をさせていただきますが、議案書は5ページから8ページまででございます。それでは資料4をお願いいたします。

まず、1の趣旨でございます。職員がワークライフバランスを保ちながら職務に従事できる環境を整備し、職員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員法の規定に基づく配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものでございます。次に、2の制度概要でございます。配偶者同行休業とは、外国で勤務等する配偶者と外国において生活を共にするための休業制度をいうもので、休業期間は3年を超えない範囲内といたします。（3）の休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、アからウに掲げる事由でございます。（4）として、職員の休業期間を限度として、任期付職員の採用又は臨時職員の任用をすることができるものといたします。3のその他の改正といたしまして、配偶者同行休業の導入に伴って関係する3件の条例改正を行います。最後に、施行期日は令和5年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。第3号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第9、第4号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第4号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンを使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請を可能とするため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）それでは、第4号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の9ページをお開きください。併せて資料5、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の概要及び資料6、海田町印鑑条例新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料5、条例の概要で御説明いたします。

まず、改正の趣旨でございますが、電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請を可能とするための改正を行うものでございます。次に、2の改正内容でございます。窓口以外で印鑑登録証明書を取得する場合がございますが、改正前の現行は、コンビニ等で利用者証明用電子証明書が登載されたマイナンバーカードを利用し取得することができますが、改正後は、利用者証明用電子証明書が登載されたマイナンバーカード及びスマートフォンを利用し取得することができるよう改正するものでございます。3の施行期日につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定する施行の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。第4号議案につい

て原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

それでは、説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は10時15分。

~~~~~○~~~~~

午前10時05分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第10、第5号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第7号についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第5号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第7号。この度の補正予算につきましては、町債元金繰上償還事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきまして担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 財政課長。

○財政課長(吉本) 第5号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第7号について御説明いたします。

まず、この度の補正予算の編成に当たっては、国の経済対策と連動し、令和4年度補正予算と令和5年度当初予算を一体として編成しており、国の補正予算に係る財源の活用が見込まれる事業等については、積極的に前出しをしてこの度の補正予算で計上し、財源を確保しながら繰越し事業で対応するように取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の歳入補正に係り、歳出補正予算においてそれぞれ財源振替を行っております。また、この度の補正予算では、精算に伴う前年度国県支出金の返還金の増やこの度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減等を行っております。その他、決算見込みに基づく各種事業費の増減や人件費関係の増減等の予算措置を行っておりますが、件数が多く繰返し出てまいりますので、これらそれぞれの個別の説明は、一般会計、特別会計ともに省略させていただき、主な事業について説明をさせていただきます。

それでは、資料7の令和4年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料7の18ページをお願いいたします。上から三つ目の庁舎管理事業につき

ましては、これまで電気代の不足に係る増額補正をしたところですが、ガス代についても高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額いたします。次に、20ページをお願いします。一番上の基金管理事業については、森林環境譲与税が当初見込みを上回るため、歳入で収入を増額し、その同額の基金積立金を歳出で増額いたします。次のふるさと納税推進事業については、ふるさと納税寄附金収入が見込みを上回るため、歳入でふるさと納税収入を増額し併せて歳出ではポータルサイト業務委託料を増額いたします。

次に、34ページをお願いします。下から二つ目、福祉センター指定管理事業については電気代の高騰等に伴い、指定管理事務事業委託料を増額いたします。次に、38ページをお願いします。1の乳幼児等医療費給付事業については、乳幼児等医療費の支払い額が当初見込みを上回ることにより福祉医療費を増額いたします。また、5の後期高齢者健康診査事業については受診者数が当初見込みを上回ることにより、健康診査業務委託料を増額いたします。次に、42ページをお願いします。中段5の私立保育所等保育事務事業については、総額では減額補正ではございますが、追加項目として資料8の事業概要資料を提出しております。送迎バスの安全対策として、送迎バスに安全装置を装備する認定こども園に対して新たに補助金を交付することとし、財源は国庫補助金を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、44ページをお願いします。下から四つ目の児童クラブ改修事業については、工事等箇所図として資料10を提出しておりますが、海田西小学校区児童クラブ空調設備改修工事を行うため増額するもので、財源として起債を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。

次に、50ページをお願いします。上から一つ目、火葬料助成事業については、申請件数が当初見込みを上回ったことにより、火葬料補助金を増額いたします。次に、54ページをお願いします。下から二つ目の広域ごみ焼却場事業については、電気代の高騰等に伴い、広域ごみ焼却場事業負担金を増額いたします。

次に、62ページをお願いします。下から二つ目、海田総合公園指定管理事業については、電気代の高騰等に伴い、指定管理事務事業委託料を増額いたします。

次に、74ページをお願いします。1の小学校管理運営事業のうち消耗品費については、新型コロナウイルス感染症対策用品として増額するもので、財源として学校保健特別対策事業費国庫補助金を活用いたします。次に、5の小学校空調設備改修事業については、工事等箇所図として資料11を提出しておりますが、海田小学校図書室等の空調設備改修

工事を行うもので、財源として国の経済対策に係る国庫補助金及び補正予算債を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、76ページをお願いします。小学校ICT活用事業については、工事等箇所図にも記載しておりますが、情報通信ネットワーク環境整備業務として無線LANのアクセスポイント等を増設するもので、財源として、国の経済対策に係る国庫補助金及び補正予算債を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、同ページ一番下の小学校給食事業については、資料9として物価高騰に伴う学校給食に関する負担軽減の概要を提出しておりますが、令和4年度分については6月補正予算で対応したところですが、令和5年度分についても、この度の補正予算において必要事業費を計上の上、令和4年度の国の臨時交付金を活用し、繰越明許費により財源をもって繰り越し、同様の対応を図るものでございます。次に、78ページをお願いします。一つ目、中学校管理運営事業の消耗品費については、小学校管理運営事業と同様に新型コロナウイルス感染症対策用品として増額するものでございます。次に、2、中学校改修事業と6、中学校空調設備改修事業については、工事等箇所図にも記載しておりますが、海田中学校の教室等の蛍光灯照明をLED照明に改修するものと、海田西中学校の特別教室棟の空調設備を更新するものでございます。財源として、国の経済対策に係る国庫補助金及び補正予算債を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、下二つの中学校ICT活用事業と中学校給食事業については、前のページで御説明した小学校と同様にそれぞれ対応するものでございます。次に、84ページをお願いします。スポーツ推進委員協議会運営事業のうち、スポーツ推進委員報酬については、スポーツ推進委員の活動期間の増加に伴い増額するものでございます。

次に、88ページをお願いします。上から二つ目、町債元金繰上償還事業については、令和元年度に起債した海田公民館整備事業債の繰上償還を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減等がございますが、件数が多く繰返し出てまいりますので、これら個別の説明は省略し、主なものについて御説明させていただきます。それでは、2ページをお願いします。まず、町税については、決算見込みに基づき、それぞれの税目について増額補正するものでございます。次に、4ページ目をお願いいたします。下から二つ目の普通交付税については、国の補正予算に係り普通交付税の再算定がなされた結果、増額対応をするものでございます。次に、6ページ目をお願いいたします。下段、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とデジタル

田園都市国家構想推進交付金については、それぞれ追加交付決定を受けたことを踏まえ、増額補正し、関係歳出に対しては、それぞれ財源充当、財源振替を行っております。次に、8ページ目をお願いいたします。中段、土木費国庫補助金については、国の内示や事業の進捗状況を踏まえて、町債と合わせてそれぞれ財源調整を行っております。特に、3、西浜交差点改良事業費交付金については、事業が進まなかったことから、歳出においては事業費を減額補正し、財源として国費が入っていた部分は、一つ上の2、仮称町道143号線道路改良事業費交付金に振替を行っております。次に、12ページをお願いいたします。中段、繰入金の財政調整基金繰入金と公共施設等整備基金繰入金については、財源調整のためそれぞれ増額いたします。

続きまして、議案を御説明いたします。第5号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億5,222万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億7,632万5,000円とするものでございます。続きまして、繰越明許費の補正は、第2表により追加及び変更を行います。また、地方債の補正は第3表により追加、変更及び廃止を行います。以上で、令和4年度海田町一般会計補正予算第7号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。一般会計、まだ補正があるかも分かりませんが、これまで最高の142億だというように考えます。いろんな状況が重なって、こういう状況になったのだと思いますが、特にコロナの問題は、特定財源が主に占めている、というように考えます。

それはさて置いて、4点ほどお尋ねをいたします。一つは42ページの子どもの送迎バスの対策、昨今の、非常にかわいそうなのか、悲惨なのか、そういうことで、内容がどういう対応なのか、これでは装置とかいうことで説明を受けておるんですが、具体的な内容、何かスマホみたいなものを持つのか、あるいは何か着用するのか、どうやってカウントするのか、その対応の中身。二つ目には、町長の行政報告にもありましたし、今の56ページの一番下の海田町の事業の継続応援金第3弾、特定財源であるのに430万も減額をする。これは申請がなかったからなのか、もう期限内で打ち切っちゃって、活用できるものが活用できなくて、もう閉めてしまったから、こういうマイナスの財源のそういうのを計上としとるのかどうか、それが二つ目。三つ目には、上から

2段目の小学校の改築事業。教育長、全協で待ったなしと言われておるんですが、海田小学校、海田東小学校の体育館、本館及び体育館ですね。これは、本館の、私は、ことしかあまり記憶にないんですが、この調査結果の報告、我々は素人ですから、外見しか分かってない。外見見てもこの間言うたように、もう耐震も免震も制震も効かなくなってしまっている。もうボロボロのところでも早く対応せないかんということ、これを私は、10年前の監査委員のときに指摘をしたのに、全くそれが手を打ってないというんか、計画の中になかったと。私の頭の中にも庁舎の建設のほうが優先をして、これが希薄しとったと。気にはなっておったんですが、議会の発言の中ではあまり出してない。この結果の詳細の報告、ここに788万5,000円の残を残しておるんですが、この結果、この報告はいつするのか。そうしなければ、我々の認識が、全く、どういう状況なのかよく分かりません。この説明を求めます。それから、最後に、学校給食の食材を小学校4校で1,794人、中学校で713人合計2,507人、その食材料が上がったから、もうカバーせないかんという状況なんですよ。教職員のそういう食料費というんか、これは実際、どうなっているのか、何人ぐらい6校の中におるのか、これの対応はどうするのか。非常に物価高で厳しい状況の中で1,000万円も増やしていかないかんというような状況の中で、考えてやらなければならない問題、致し方がないという状況、これをお尋ねいたします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） まず1点目の認定こども園の送迎バスの安全装置についてでございますが、国のほうから送迎バスの置去り防止を支援する安全装置のガイドラインというものが出されまして、その中で、ヒューマンエラーを補完するものとして、降車時確認式と自動検知式の2種類の要件が示されました。降車時確認式とは、エンジンの停止後、運転士等に車内の確認を促す車内向けの警報が鳴る、車内を確認し運転士等が車両後部の装置を操作すると警報が止まる。確認が一定の時間行われない場合には、車外向けに警報がなる。もう1点の自動検知式でございますが、エンジンの停止から一定の時間後にセンサーによる車内の検知を開始し、置き去りにされた子どもを発見すると、車外に向けて警報が鳴るものでございます。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本） 2点目の事業継続応援金第3弾の減額のところでございます。まず、この補正予算に計上させていただいている減額分は、第3弾で昨年の6月か

ら9月末までに行ったものの減額で、ちょっとさっき佐中議員が言われた、町長が行政報告で言われたのは第4弾で2月28日までやったものの報告をさせていただいたものでございます。この減額につきましては、もともと400件の申請を見込んで予算計上をしておりましたけども、335件の申請がございましたので、その残の減額をさせていただいたものでございます。その減額分のお金は、もともと予算上は交付金を充てておりましたけども、この交付金の充てていた440万分は他のクーポン事業であるとか、そういった経済対策のほうに充当させていただいておまして、無駄にすることなく活用させていただいておるものでございます。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）まず、74ページの最初に御質問いただきました海田小学校及び海田東小学校本館の詳細調査の結果についてでございますが、大枠概要につきましては、先日の全員協議会の中の企画部の提案の第2のところ概要を説明させていただいております。調査結果については、先日の報告のとおり4,500点という基準点がございまして、それを下回る結果となっており、それを基に、改築が望ましい効率的であるというふうな見解を調査会社からは受け取っております。これにつきましては危険建物というふうな補助基準にはなっておりますけども、すぐに倒壊するものではないというふうな結果でございます。先日も申しましたように、今後利用していく場合に、建替え又は長寿命化、どちらが良いかというふうな工事の方法を決めるための調査でございますので、それ以外の、例えば壁の落ちとか上裏の落ちなんかにつきましては、随時対応するとともに、今年度6校につきまして壁の法定点検等を行っており、来年度、壁の補修等については予算を計上させていただいているものでございます。それから、給食についてでございますが、6月補正で1食当たり15円の補正をいただきまして、それを基に、本年度分につきましては現在進めている状況でございます。それから、来年度分について今年度分の補正で対応するというところの判断としましては、広島市のほうに中学校の給食センターを利用させていただいている部分がございますが、広島市も同様に1食当たり28円の増額を見込んでおり、来年度、その28円が乗った形で負担金の請求がございまして、それに対応するためにこの度補正を組んでいるものでございます。小学校も同額の補正を行うことで給食費の高騰に対応するというところでございます。最後に、職員の給食費の増額分についてはどのように対応するのかということでございますが、この部分につきましては、教職員分については入っていません。当然、子どもに対して

の補償でございますので、教職員分は入っておりません。約200名程度の職員に対して約9割ぐらいが給食を利用しておりますけども、そちらにつきましては給食費の公会計の中で10期分のところで調整額として追加分を徴収するようになっておりますので、今年度でいえば15円掛ける給食実施数、約3,000円ぐらいになると思うんですけども、それが余分に乘った形で引き落とされるということで対応しております。以上でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）送迎バスの安全、措置、対策ですね、これは今までの私の知識では1者しか対応してないというように説明を受けた気がするんですが、1者に204万もかけるんですか、先ほどの説明では、検査したり、確認したりと、自動車が1台買えるぐらいかける、措置をするような感じがするんですが、これは実際どうなのか、コストとしてすごく高い、命に代えられんから、悲惨な事故の例があるから、それはやむを得んのかもしれませんが、ちょっと割高ではないかなと思います。それと、もう一つ、小学校の今の校舎の件ですけれども、説明を受けましたから分かりますが、すぐに倒壊するということではなくて、もう私の考えは、10年前から壁が崩落したり、浮いたり、でこぼこがあったり、あるいは継ぎ足して、もう危険だなという、素人が見てもそういう状況であったんですよね。特に海田小学校そうでした。そういうのを、継ぎ足し継ぎ足しでね、安全対策、子どもが安心して学習ができないような、安全対策ができてない。今のままでいいのかどうか、私、ちょっと疑問に思うので、それをお尋ねします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）確かに対象となる園は1園、認定こども園ですけども、資料8にございますように、それに対する補助額は17万5,000円でございます。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）議員御指摘のとおり、例えば、海田小学校におきましては外目から見ても、上裏が、鉄筋がもうさびたものが見える状態ということは明らかでございます。今年度だけ、昨年度から今年度にかけても海田小学校、海田東小学校ともにですけども、壁の倒崩しそうな部分につきましては落としていくという作業を工事として補正も含めて対応させていただいているところでございます。今回の調査をもって、やはり危険建物というふうな基準を満たしていない、危険建物ということの部分に、基準に達しておりますので、この結果を基にできるだけ早い段階での方針・方策等を協議していき

いというふうを考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 50ページの新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金返還金というのがありますよね、その下にも国庫補助金返還金とあるんじやが、当初の見込みで何人ぐらいやって、返還するんじやけん、受けられなかった人がおるんじやろうが、何人ぐらいのあれを、人数計算して、何人ぐらいが受けて何人ぐらいが受けられなかったか、その内訳をお願いします。それと、60ページの町道218号線舗装工事未執行よの。何で、計画しとって未執行じや、なんじやかんじやちゅうのが大変多いんじやが。その下の西浜交差点改良事業のこれも測量業務等委託料未執行、事業用地購入費未執行とあるんじやが、できんかったものに予算組んで、未執行ということは必要なかった予算じゃないの。そこらもうちょっと慎重にせにゃいけんが、ちょっと理由を教えてくれ。

○議長（桑原） 保健センター所長。

○保健センター所長（森原） コロナの国庫の返還金につきましては、当初は対象者全員100パーセント接種するという形で計上しておりました。対象も最初から年齢がだんだん変わってきましたので、今で言いますと、対象者の8割程度が接種されておまして、その返還金ということでございます。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 未執行の部分でございますが、まず、町道218号線につきましては道路の修繕工事を行う予定で現地に入りました。そうしたところ、工事する周りの地権者の方が、道路、下がって、寄附して、広げてほしいというお話が来ました。測量をしたんですけど、その方が1名だけじゃなくて、2名、3名出て来られまして、その調整をしようと思ったら年度末になりましたので、これ、一度、予算を、性質も変わってきますので、また組み替えて、調整ができてから、再度、補正なり、当初なりで予算を計上させていただいてやっていきたいと考えまして、未執行で落とさせていただきました。もう一つ、西浜交差点でございますが、こちらの用地買収をさせていただくということで今年度予算をいただいておりますが、地権者さんとの調整がとれず、用地買収のほうが困難ということになりましたので、致し方なく、今回、落とさせていただいて、今後も引き続き、交渉のほうは続けていきたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 当初予算を組んじよっての、1件が2件になったけえいうて、予算組ん

だ分だけぐらいいはね、あとの1件は後回しにしても、予算組んだ後は、今の話を聞いたら、できることじゃない。こういうことばかりやったら、あんたらの計画性がないんよ。地権者が売ってくれんとこを自分らが勝手に予算組んで売ってもらおうという、そういう考えが、計画性がないんよ。事前に交渉して、約7割、8割は応じますよ言われたら予算組むべきじゃないんか。全然頭から駄目なものを、勝手に予算を組んで。空想よ、それ空想ちゅうもんよ。相手がおったら相手の意見もきちっと聞いてやるべきじゃないんか。全然計画性がないじゃない。こういう予算ばかり組んどったらできやすまあ。だから、早く工事やってくれいうところでも、あなた方は計画性がないからできんのでしょうが。今の話を聞いたらそうでしょうが。相手がおったら相手の考えも聞いてからやるべきじゃないんか。その点についてどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）こちら2件、まず用地のほうでございしますが、予算を上げるときには地権者の方とおおむね合意を得られているということで上げましたけども、実際に交渉に入ったところ、この度残念ながら買収に至らなかった。そこらも、もっとより計画的に、予算を立てるときに、また地権者等と密に調整をしながら予算を計上していきたいと考えております。工事のほうも事前に御意見を聴くとか、そういったところをもっと計画的にしていきたいと思います。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）建設部長よ、町長に聞きたいんじやが、町長に言うたら私が町長代理じやいうて答弁するんじやろうけん。今の答弁で、自分勝手におおむね了解得られると思った、そのような答弁は間違いじゃないの。自分勝手におおむね了解を得られるんじやないかそれで、予算を出して、未執行じやいうたら、今度、5年度の予算でも考えられん、ちょっと考えにやいけん、こういう考えじやったら。もうちょっと真剣に考えて予算執行というものはしてもらいたいんじやが、部長、どういうふうにかえるか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）未執行の理由は、今課長が申しましたとおりでございます。予算を上げるときに、できる限り慎重を期して相手のことも考えて、予算のほうを上げましたが、結果としてはこのようなことになって大変残念に思っております。今後の予算の執行については今御指摘もいただきましたので、そこは真摯に反省いたしまして誠実に取り組んでまいります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。やかましゅう言うんじゃないが、2ページの入のほうで、固定資産税現年課税分は特に4,700万ぐらい増になっとる。どういうことになっのか、評価が変わるのか、ほかの法人かなんか、為替の関係で円安の関係で増えたというようなことも考えられる。それはいいとして、減免の固定資産がどういうことか理由で4,700万増えたのかということちょっと聞きたいのと、44ページで、西小のクラブ室というのか留守家庭児童館というのか、空調の交換なっとる、260万増額しとる。当初何ぼ予算組んだかちょっと記憶にはないんだけど、260万増額して、配管は再利用となっとるんよ。室外機、室内機を新しく取り替えますよという、機械を新しくしても、配管、すぐまた故障の原因になるんじゃないか、260万も増額補正をしてどういうふうに変わっていくのか。そこは確実に施工できるのかどうか。二つ目ね。三つ目は、総合公園の指定管理者、光熱費かなんかじゃったかな、100万円、忘れた、100万円ほど増額しておった。指定管理者はそれなりの駐車料金とかで増になつたらそれはそれでいいとして、ストーブの燃料代が高くなったから100万円ほど増額してくれ。何かこの指定管理制度というか、委託の仕方に問題があるんじゃないか。やっぱり、委託したらその金額でやってもらわにゃいかんと思う。社会情勢が特段に変わったということはないと思うけども、そこらのところが理解できんので、ちょっと指定管理というか、請負料金と途中の増額ということについて、あまりにも甘いんじゃないかとかいうふう思うわけですが、その辺はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）まず、固定資産税の現年度分が増額の理由につきましては、当初予算編成時に見込んでおりました新築家屋の棟数よりも実際には多くの棟数が建てられたというところと、償却資産の減価償却評価が見込みを上回っておったというところがございます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）西児童クラブの空調設備の改修工事ですが、当初予算は上げておりませんで、今回初めて260万円を計上したものでございます。資料のほうの配管を再利用というところがございますが、こちらについてはきっちり業者のほうに見ていただいて、それがしっかり再利用できるというところで確認しておりますので、確実に改修ができるものと考えております。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま御指摘いただいた総合公園の関係でございます。議員さんが御指摘のとおり、通常であれば、そういった指定管理費用の中で創意工夫しながら当然やっていくべきものでございます。ただ、今回は、世界的・社会的な状況の中で電気料が非常に高騰したということで、これは基本協定に基づきまして不可抗力ということで、その辺の本来見込んでいたそういった電気料が大きく増えたと。その辺で100万組ませていただいておりますが、今あくまでも見込額でございますので、最終的な額を把握し、最終的に増加のほうをさせてもらいたいと考えています。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今のその指定管理者、見込みでございます、要らんかもわからん。言い替えればいかげんな予算なんよの。そういうでたらめな予算を計上しては困るんじゃないか。先ほども出とる町道218だったかな、予算3,000万も組んで未執行である。聞いたたら、地権者の同意が得られなかった。ほんで、今もこうやって補正予算ですよ、要するに補正を組むということは、言い換えれば緊急事態が起きるとということなんよの。要らんかもわからんいうて、ちょっとおかしいんじゃないか、考え方。町長、これについてどう思うか。要るか要らんか分からん予算を計上しますよ。でたらめじゃないか。例えば、駐車場、さっきもちょっと言いかけたけど、不平不満も出とる。駐車場、もっと安かったら利用しやすいんじゃないかとかしたいんじゃないかとか、ね。そういう面で駐車場の利用料金、さっきもちょっと言いかけたが、上がったったら、指定管理者、要するに委託を受ける人は、黙って喜んであっち向いてにこにこしての、電気代がちいっと上がったいたら、苦虫かみつぶしたように、やれそれ100万円アップしてくれ。挙げ句の果てがそれ要るか要らんか。それ、内部で収まるかも分からん予算ですと。何か知らんが、そこら訳が分からん。もうちょっと、町長、どういう考えでこういうことをやらせとるのか。指揮官としてどうなんだ、それは。ちょっとその辺が疑問に思うが、明快な答弁を願いたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）建設部のことなので私のほうから答弁をさせていただきます。今、次長のほう、説明が十分でなかったというところがございますので、そこは少し訂正をさせていただきます。やはり、今、電気代というのは大変高騰しておりまして、どうしても今の現状のままでは適正な管理が難しいということで、当然、委託をしているとこ

ろの責めに帰するような内容ではございませんので、必要な金額を積算いたしまして、私どものほうで提案のほうをさせていただいております。

○議長（桑原）よろしいですか。前田議員。

○14番（前田）今の指定管理者の件なんですが、当初の建設部次長の答弁と部長の答弁とずれておるような気がするんよ。もっと一貫性を持った、ほんでわしも言うとするが、指揮官、最高指揮者がどういうふうにするんか、何を指導して予算を組ましておるんかと言うとするんよ。そしたら、あんたより偉い人が答弁しとるんじゃ。意味が分からん、わしには。どういうことですか。指揮系統命令はどうなつとるんか、そこを疑わんにゃいけんようになる。挙げ句の果てが、食い違うた答弁をしとる。片方では要るか要らんか分かりません、片方はやむを得ん予算であります。わしもいいかげん頭が悪いが、これ、理解できんよ。明快な答弁、どうか指揮官。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今回の補正予算、また今までの予算計上に当たっては、積算根拠をしっかりと計上しておるといふふうに認識をしております。

○議長（桑原）ほかにございせんか。小田議員。

○4番（小田）資料7、補正予算説明書の42ページ、説明の7番、保育士確保対策事業、減額補正されているということは、人材が確保できなかったため減額補正をかけられたということでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）こちらにつきましては、事業がたくさんあります。その中で、保育士の宿舍借り上げ事業であるとか、保育人材等就職交流支援事業、保育体制の強化事業と併せましてこの減額になっております。保育士の確保もできていないところもございます。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）保育士の確保ができていないところは、必要なので予算を計上されたと思うんですけども、できていないことで業務の負担増とかいうところに対してはどのような対応をされているのでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）確かに雇用できていない園もございしますが、短時間の保育士さんを雇う等して対応しているところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。先ほど崎本議員が質問されたことの続きになりますけれども、西浜交差点、これ、私が常任委員会のときに、何年か前に既に地権者の了解を得ていると我々に説明をされていました。それが、急きよ、こういうふうになってきたということで、本来、工事をするから用地を買うんじゃないで、先行して、そういうときに用地を先行すべきじゃないんですか。それがされていけば、今回、問題なく、県道矢野海田の、今、拡幅工事をやっていますけど、その拡幅工事に併せて工事ができたんじゃないんですか。だから、逆に言ったら、こういう道路というか、こういうインフラ整備をする場合には、地権者がオーケーを出したときに、すぐに用地買収の補正でもかけてやるべき話じゃないかと思うんですが、それをせずに、実際にやろうとしたら、多分、地権者の思いが変わってしまって、ちょっと待ってくれ、駄目だとかいう話になるとるんじゃないかと思うんですよ。その辺について、しっかりとそういうことを。で、それ以外の事業でも同じようなことがあったと思うんですが、工事費だけ先に組んで、用地費が後回しになって。用地行こう思うたら用地が駄目じゃけ、工事費落としますよというような話もどっかで出てきたようなことがあると思います。まずは、そういうふうな改良をしようとするれば用地の確保が先なんで、決まったときにすぐ補正でもかけて用地を買うべきだと思うんですが、そういうことを、どうされるのか、今後。それから、今回、これで失敗をされているわけですから、その失敗のことを今後はどうされるのか、この件についてお聞きさせていただきます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）御指摘のとおり、用地費と工事費の調整が取れてない案件も、過去、今年度含めてございました。今回もおっしゃられるように、以前は承諾されてたけども、実際に交渉に入った段階で合意を得なかったということもございますので、当然、計画的にやっていきたいというところで進めておるところでございますが、特定財源の確保等を考えつつ、スケジュールを立ててきたつもりでございますが、おっしゃられるようにしっかりとできてないところもありますので、今後、この案件も含め、真摯に受け止めて、今後のスケジュールについてはより慎重に進めていきたい、スピードを持ってやっていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確かに財源の確保も必要だと思うんですが、インフラ整備というのは、

もう地権者が了解したときに動かないと、全く、極端に言やあ、よそのを回してでもそこに持ってきてでもやるべき話だと私は思うんですよ。その辺はしっかりとやっていたきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）そこら辺は、十分検討しながら事業の一日も早い完成に向けて頑張っていきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。1点だけお聞きします。40ページ、子どもの予防的支援構築事業のほうなんですけど、執行残がかなりあるんですけども、執行が進まなかった理由はどういうことなんでしょうか。実証実験でAIシステムの開発事業をされていると思うんですけど、今の執行状況、どういう状況なのかお答えをお願いします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）この事業につきましては、執行が進んでないから残が出ているのではなく、入札による残でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、第6号議案、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第6号議案、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第4号。

この度の補正予算につきましては、公共下水道整備事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村） それでは、第6号議案、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について御説明いたします。一般会計の補正予算と同様に、主なものを御説明させていただきます。資料12の令和4年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。

それでは、資料12の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の一般管理一般事務事業につきましては、消費税及び地方消費税の納税額が当初見込みを下回ったことなどから減額するものです。同じく一般管理費の地方公営企業法適用事業につきましては、企業会計化に伴うシステム改修に見込みよりも時間を要し、改修後の使用期間が短くなったため、使用料を減額するものです。次に、5ページ、6ページをお願いいたします。総務費の水洗便所普及費、水洗便所設備資金貸付事業につきましては、当初の見込みよりも貸付申請が少なかったため減額するものです。次に、7ページ、8ページをお願いいたします。下水道管理費の公共下水道管理費、公共下水道管理事業につきましては、水質検査業務及び浚せつ、マンホール嵩上げ等の修繕工事等に係る執行残を減額するものです。同じく公共下水道管理費の東部浄化センター維持管理事業負担金及び広島市公共下水道維持管理事業負担金につきましては、電気料金等の上昇に伴い、負担額を増額するものです。次に、9ページ、10ページをお願いいたします。下水道事業費の公共下水道整備事業につきましては、海田町雨水管理総合計画策定業務及び海田町公共下水道事前事後調査業務委託料の執行残、水道管等移設補償費執行残に伴い減額するものです。同じく公共下水道整備費の太田川流域下水道事業負担金につきましては、当初予定いたしました工事が翌年度に繰り越される見込みとなったため、負担金が減額されたものです。次に、11ページ、12ページをお願いいたします。公債費の元金及び利子につきましては、下水道使用料等の歳入減に伴い充当財源の振替を行うものです。

次に、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。分担金及び負担金の障がい者家庭等下水道使用料減免分負担金、水道事業会計職員負担金及び使用料及び手数料の公共下水道使用料につきましては、打切り決算に伴い減額するものです。次に、国庫支出金の流域関連公共下水道事業費補助金は、昭和雨水幹線整備工事その2を繰り越すため減額するものです。次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、打切り決算に伴い増額をするものです。次に、町債の事業債、流域下水道事業、流域関連公共下水道事業及び公営企業会計適用債につきましては、歳出予算の執行に併

せて減額するものです。

続きまして、議案について御説明いたします。第6号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,623万4,000円を減額し、歳入歳出予算の増額を12億8,183万円とするものでございます。次に、地方債の補正でございます。3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正につきましては、対象事業費の減により起債の限度額を流域下水道事業については2,260万円から920万円、公共関連公共下水道につきましては、1億2,670万円から6,870万円、公営企業会計適用債につきましては2,650万円から2,330万円に減額するものでございます。以上で、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第4号についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）まず、6ページの水洗便所貸付金、これ、1件当たり何ぼで、当初予算は何件あれしとった、計画を。それから、10ページの太田川流域下水道事業負担金の1,319万7,000円か、これ、工事ができなかった、その工事内容、どのような工事でどのようなあれか、それをちょっと2点だけお願いします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）まず、1点目につきましては、当初、浄化槽から切り替える方が、40万円が上限で4件、くみ取りの場合は上限が50万円が3件を想定しておりましたが、それが、浄化槽40万円が2件とくみ取り50万円2件を想定して減額をさせていただいておるものでございます。次に、太田川流域下水道事業の負担金でございますが、東部浄化センターの施設整備に伴う更新工事の一部に、年度内の完了が困難ということで、繰越しが発生した。それに係る事業費について減額をさせていただくものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）さっきの説明、ちょっと、今の水洗便所の4件が2件、3件が2件と。はいじゃが、これはまた今から申請があるかもわからんという考えはないですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）今、実際に申請があってお支払いをさせていただいているのが、浄化槽が2件ございます。今は一応相談を受けているものがございますので、それがもし年度内に申請をされてはいけませんので、2件分残させていただいておるような状態でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。第6号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第7号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第7号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、保険給付費と交付金償還事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）それでは、第7号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号の主なものについて御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料13の令和4年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。

それでは、歳出の主な事業について御説明いたします。資料13の9ページ、10ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養事業につきましては、支給額が当初の見込みを下回ったため、50万円減額するものでございます。続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。保険給付費、出産育児諸費の出産育児一時金支給事業につきましては、被保険者の出産予定者数の減により129万5,000円減額するものでございます。次に、21ページ、22ページをお願いいたします。保健事業費、特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業につきましては、特定健康診査受診者が当初の見込みを下回ったため、280万円減額するものでございます。次に、23ページ、24ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金の保険給付費等交付金償還事業につきましては、まず、一番上の普通交付金の特別健康診査等分の返還金でございますが、これにつきましては令和3年度分の普通交付金の実績を確認した際、令和2年度分の返

還金があることが分かり、令和2年度の普通交付金特別健康診査等分の返還金が生じたため、354万円返還するものでございます。次に、令和3年度分普通交付金の特定健康診査等分の返還金として493万1,000円、特別交付金の保険者努力支援分として44万3,000円、特定健康診査等分として13万4,000円をそれぞれ返還する必要があることから返還するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。国民健康保険税は県の推計値を用いて税率の算定を行っていますが、被保険者の1人当たりの所得水準が県の見込みを下回ったため予算不足が生じ、医療給付費分現年課税分を990万円、後期高齢者支援金等分を330万円、介護納付金分を150万円、それぞれ減額するものでございます。次に、県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出の保険給付費等の減額分として93万2,000円を減額するものでございます。その下の特別交付金の保険者努力支援分、県繰入金2号分、特定健康診査等負担金につきましては、歳出の減額に伴う財源調整のため、それぞれ減額するものでございます。次の繰入金、一般会計の繰入金につきましても、財源調整のため、それぞれ減額するものでございます。3ページ、4ページをお願いいたします。繰越金の前年度繰越金については、令和3年度分の決算剰余金処分に伴う繰越金2,919万2,000円を整理するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第7号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ307万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,953万9,000円とするものでございます。以上で、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第13、第8号議案、令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第8号議案、令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、居宅介護サービス給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(岩本) 第8号議案、令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料14、令和4年度補正予算説明書にしたがい、歳出から主な事業について御説明いたします。

それでは、資料14の保険事業勘定の7ページ、8ページをお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付事業については、利用者数が見込みを上回ったため、1,269万1,000円を増額するものでございます。次の地域密着型介護サービス給付事業については、1人当たりの給付費が見込みを上回ったため、1,056万円を増額するものでございます。19ページ、20ページをお願いいたします。保険給付費の特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス事業については、利用者数及び1人当たりの給付費が見込みを下回ったため、1,961万8,000円を減額するものでございます。次に、29ページ、30ページをお願いいたします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業については、前年度繰越金の一部を介護給付費準備基金に積み立てるため、1,997万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について主なものを御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。3款、支払基金交付金の介護給付費交付金の社会保険診療報酬支払基金交付金については、過去の介護給付費の実績に応じた金額で算定されるもので、その算定方法により、1,764万4,000円を減額するものでございます。3ページ、4ページをお願いいたします。8款、繰越金の前年度繰越金については、前年度繰越金の確定に伴い、4,648万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第8号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に

3,379万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を21億6,897万9,000円とするものでございます。以上で、令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第14、第9号議案、令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第9号議案、令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

この度の補正予算につきましては、保険料等納付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）第9号議案、令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。それでは、資料15、令和4年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料15の3ページ、4ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業については、保険料等負担金のうち、保険料保険基盤安定分、また確定した前年度繰越金と合わせて559万6,000円を減額するものでございます。続きまして、歳入について説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。3款、繰越金の前年度繰越金については、額の確定に伴い、97万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第9号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から559万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を4億789万1,000円とするものでございます。以上で、令和4年度海田町後

期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をします。再開は13時00分。

~~~~~○~~~~~

午前11時35分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第15、施政方針について、町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）本議会に提案しております令和5年度一般会計及び特別会計等の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和5年度予算の概要及び主要施策について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、海田町を取り巻く諸情勢について申し上げます。日本経済については、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、持ち直しの動きが見られます。先行きにつきましては、各種政策の効果等により、景気の持ち直しが期待される一方で、原材料価格の動向などによる下振れリスクに十分注意する必要があると言われております。次に、令和5年度の地方財政対策については、国において、地域社会のデジタル化の推進や防災・減災、国土強靱化に必要な措置などが講じられます。次に、広島県内経済の動向については、先行きの景気は徐々に改善に向かうことが期待されて

いる一方で、物価動向や供給制約、感染症の影響などが経済金融情勢に与える影響を注視する必要があるとされております。

このような中、令和5年度の本町の税収の動向については、個人町民税は雇用・所得環境において、やや改善傾向が見られることから増収を見込んでおります。また、法人町民税については一部の自動車部品製造関連法人などの法人税割の増収を見込んでおります。更に、固定資産税については新築家屋の建築などにより増収が見込まれることから、令和5年度の町税総額は増収を見込んでいるところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで補正予算等により必要な予算を確保し、国や県などの関係機関と連携を図りながら、感染防止対策をはじめ、家計支援や子育て世帯の生活支援、事業者支援、医療機関支援等、様々な事業に取り組んでまいりました。新型コロナウイルスワクチン接種については、令和5年4月以降の方針について、現在国において検討されているところであり、今後の国の方針に基づき、適切に対応してまいります。引き続き、関係機関と連携し、基本的な感染対策として、手洗い、うがい、手指消毒の徹底や定期的な換気などの実践を呼び掛けながら、町民の生命と生活を守る取組を推進してまいります。

次に、災害対策について申し上げます。本町では、これまでの災害の経験や教訓を踏まえながら、インフラの強靱化、防災体制強化や防災意識の向上など、町全体の防災力向上に取り組んでいるところです。甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害の経験や教訓を風化させないため、海田町の防災の日と定めた7月6日の追悼献花の実施や自主防災組織や学校での防災出前講座、防災訓練などにより、地域による共助の取組の活性化を図ってまいります。近い将来発生するとされている南海トラフ地震のリスクにも備えるべく、海田町国土強靱化地域計画に基づき、大規模自然災害から町民の生命や財産を守るとともに、安全・安心な地域経済社会の構築が可能となるよう、災害に負けない強さと迅速に回復するしなやかさを併せ持つ地域づくりを計画的に推進してまいります。

次に、今後のまちづくりについて申し上げます。全国的な人口減少や社会情勢の変化を踏まえながら、第5次海田町総合計画に基づき、子育て支援、教育の充実や全世代を対象とした健康増進などに着実に取り組み、海田町らしさを生かした暮らしやすさを実感していただくことにより、より多くの方に、海田町に住みたい、住み続けたいと思っていただけるよう施策の推進に努めてまいります。町全体の人口につきましては、令和

2年国勢調査において2万9,636人と、平成27年の調査から969人増加し、県内の市町において最も高い増加率となりました。また、昨年1年間の住民基本台帳人口におきましても、令和4年12月末時点で、1年前から228人増加して3万631人となりました。自然増が35人、社会増が193人と、自然増減及び社会増減の両方で増加しております。この傾向を今後とも持続できるよう、子どもを安心して産み育てることができる、そして暮らしやすい環境の整備等に取り組むことにより、持続可能なまちづくりを進めてまいります。人口の増加を続ける町の東部地域においては、この傾向の加速化に向けて、海田町都市計画マスタープラン及び海田町立地適正化計画の具現化を図るため、地区拠点において、新たな交通拠点の整備に向けたJRの新駅誘致について、引き続き検討するための調査を行うとともに、安全な通学路や避難路の確保にもつながる新畝橋の整備を進めてまいります。また、東部地域については、まちづくり基本構想を検討した上で、老朽化した海田東小学校本館と地区拠点施設の複合施設の整備に向けた検討を進めてまいります。令和5年度には、この複合施設の具現化を図るため、海田東小学校部分の基本構想を検討した上で、海田東地区拠点複合施設整備基本計画及び海田東地区拠点複合施設の整備を基幹事業とした都市再生整備計画の策定を行ってまいります。庁舎移転事業については、議員の皆様をはじめ多くの方々のおかげを持ちまして、令和5年9月の開庁に向けて進捗しており、引き続き着実に事業を推進してまいります。耐震性の確保や浸水対策など庁舎のハード面での整備に続いて、庁舎移転を契機としてDXの推進による窓口サービスの利便性向上や内部事務の効率化などのソフト面の取組を進め、住民サービスの更なる向上を図ってまいります。交通の円滑化やまちの活性化については、令和5年3月19日に全線開通する東広島バイパスに続き、広島市東部地区連続立体交差事業及び広島南道路の早期完成に向け、整備促進に全力で取り組んでまいります。

続いて、令和5年度の重点取組事項に関して、第5次海田町総合計画の体系に沿って、主要な新規・拡充事業を中心に御説明をさせていただきます。

1点目の子どもの健やかな育ちを支えるまちづくりにつきましては、全ての家庭において子どもを安心して産み育てることができるよう、より一層の充実を図ってまいります。かいた版ネウボラについては、2月から開始した伴走型相談支援を継続し、全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、事業を推進してまいります。身近で相談に応じ、必要な支援につなぐため、妊娠届出時や出生後に保健師が面談し、支援プランを作成するなど、相談支援の充実を図るとともに、各種教室等について紹介

してまいります。また、出産・子育て応援給付金による経済的支援を一体的に実施してまいります。乳幼児等医療費助成については、通院医療費助成の対象を令和6年1月診療分から拡大いたします。小学校6年生までとしているものを中学3年生までに拡大することにより、子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。児童虐待等の予防については、広島県が実施する子供の予防的支援構築事業のモデル市町として、令和4年度に人工知能であるA Iを活用した児童虐待等のリスク予測を行うシステムの構築を完了いたしました。令和5年度からは、A Iの分析結果を活用した支援を開始し、保健師による相談支援や関係機関との連携を行うことで様々なリスクを早期に察知し、児童虐待から子どもたちを守るための予防的支援に取り組んでまいります。保育所等における使用済みおむつの処理については、処分を保育所等を行うことにより、保護者及び職員の負担軽減や保育環境の改善を図ってまいります。更に、公立保育所において、保育所に定額でおむつが届くサービスを導入し、保護者の負担を軽減してまいります。送迎バスの安全対策については、国の補助金を活用し、送迎バスに安全装置を装備する認定こども園に対し補助金を交付することで、安全対策を強化してまいります。特定不妊治療については、保険適用外の先進医療について、町独自の助成額を増額してまいります。また、全額自己負担となる医療についても、県が新たに独自の助成を行うことに併せて町も助成を行い、治療を受ける方の経済的負担を軽減してまいります。更に、多胎妊娠への支援についても、妊婦健康診査の補助券を5回分追加し、受診に伴う経済的負担の軽減を図ってまいります。次に、学校教育の充実につきましては、令和5年度も、夢と志を持ち、挑戦する児童生徒の育成を目指して教育活動を進めてまいります。町内二つの中学校区において、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを基盤として、小中一貫教育を充実させ、地域と共に歩む信頼と特色のある学校づくりに取り組んでまいります。また、新学習指導要領の趣旨の実現に向け、海田版学びの変革推進事業を一つ目の柱として、児童生徒の主体的・協働的な学びによる確かな学力の定着を目指すとともに、各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら深い学びを実現できるよう、取組を推進してまいります。また、ICT活用・グローバル人材育成事業を二つ目の柱として、特にICT活用については、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク環境を生かし、電子黒板を効果的に活用することで、教育の更なる充実を図り、これからの社会で生きていくための資質・能力の育成に努めてまいります。特別支援教育につきましては、通常

学級に在籍する特別の配慮を必要とする児童生徒に対し、通級による指導の充実に努めてまいります。不登校の対策については、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援するため、学校内外において悩みを抱えている児童生徒に対する支援に取り組んでまいります。教育環境の整備につきましては、学校施設の衛生環境の改善や老朽化等に対応するため、引き続き、トイレの洋式化や施設の長寿命化改修を計画的に進めてまいります。学校給食につきましては、小学校給食の共通献立化により、食材の一括購入による業務の効率化及び作業軽減を図り、栄養管理体制を強化してまいります。

2点目の災害に強く安全なまちづくりにつきましては、ハード・ソフトの両面で災害に備え、安心して暮らしていけるよう災害の防止、災害対応の充実、暮らしの安全・安心の確保に取り組んでまいります。再度災害の防止につきましては、引き続きインフラ強靱化を進めてまいります。土砂災害対策につきましては、広島県が三迫地区で実施する砂防えん堤の早期完成を関係機関に引き続き強く要望するとともに、三迫三丁目地区の避難路確保のため、出合橋の架替えを進めてまいります。また、三迫二丁目地区については、仮称町道143号線の橋りょう新設と道路新設により、新たな避難路を確保してまいります。地震対策につきましては、空家の除却を補助対象に加え、制度の拡充を図るとともに、ブロック塀等の安全対策に係る補助制度の創設により、地震に強い住環境整備を促進してまいります。浸水対策につきましては、本町の重要課題の一つである尾崎排水機の増設が長期化していることから、二級河川尾崎川水系河川整備計画に沿った排水機増設の早期完成を関係機関へ重ねて強く要望してまいります。森川の改修工事と瀬野川左岸排水区昭和雨水幹線整備工事については、継続して取り組むとともに、広島市と連携して中野・砂走地区の対策に着手してまいります。また、下水道による浸水対策を計画的に進めるため、雨水管理総合計画に基づき、竹貞地区の浸水対策基本計画に着手いたします。瀬野川の高潮対策につきましては、二級河川瀬野川水系河川整備計画に基づく堤防の高さで完成していただくよう、関係機関に強く要望してまいります。洪水対策につきましては、瀬野川の土砂浚せつについて広島県へ適宜要望をしてまいります。次に、避難率及び地域防災力の向上につきましては、海田町防災対策基本条例の基本理念である自助・共助・公助の考えの下、災害に強いまちづくりを推進してまいります。令和5年度は、住民と町が連携する形で、避難に備えた防災訓練を実施いたします。この訓練では、避難指示発令による避難所への避難やひろしまマイ・タイムラインを参考に、ハザードマップの確認や警戒レベルや気象状況の理解、避難のタイミング・方法な

ど、自らの防災行動計画の作成支援などを行うことにより、避難率の向上を目指してまいります。その他、防災出前講座や地域の防災訓練などを通じて、防災知識の普及啓発に努め、防災アプリについても継続的に利用促進を図り、避難率の向上に取り組んでまいります。また、防水性や通気性などの機能及び視界不良の状況での視認性を考慮し、職員の防災活動服を更新いたします。災害対応時の職員の連絡通信用機器については、老朽化による機能低下等を踏まえ、新たにデジタル簡易無線機を整備してまいります。職員訓練については、激甚化・頻発化する災害に対応するため、繰り返しの図上訓練の強化を図ってまいります。

3点目の地域特性を生かした基盤整備によるまちづくりにつきましては、災害時の迂回路機能や各公共施設のアクセス機能を確保するとともに、民間投資や需要を喚起し、人流・物流の効率化や成長基盤を強化するため、道路のネットワーク形成を図り、計画的にまちづくりを進めてまいります。海田町町内循環コミュニティバスについては、新庁舎へのアクセスを考慮し、運行ルート等の見直しを行います。また、今後のまちづくりと連動した公共交通の在り方について検討をしてまいります。町内の都市計画道路については、都市計画道路中店窪町線の用地取得を進めるとともに、都市計画道路畝曾田線の新畝橋に接続する町道2号線等の道路部の詳細設計を行ってまいります。また、市街化区域内の災害リスクの高い区域などについて、住宅や店舗などの都市的な土地利用の抑制を図るため、国や県との調整を図りながら、市街化区域から市街化調整区域に編入することを目的とした区域区分の見直しに係る素案を固めてまいります。有害鳥獣対策事業については、引き続き、地域住民や駆除班の方々との連携を図りながら、新たにサル用の大型の囲いわなを設置するなど、有害鳥獣駆除に積極的に取り組んでまいります。全県的な取組の一環である大規模盛土造成地については、地盤調査等による安全性の把握を行う第二次スクリーニングの実施に向け、事前に調査計画を策定し、概算事業費等を明らかにしてまいります。海田町総合公園については、第2期整備区域において、給排水設備新設工事を行い、自然と親しむことができるスポーツ・レクリエーションや健康増進の場として整備を進めてまいります。水道事業については、施設の老朽化に対応するため、国信浄水場の電気・機械設備の改修工事を継続して進めるとともに、国信浄水場内の管路設備の更新にも取り組んでまいります。また、管路更新については、老朽化した基幹管路の詳細設計を行うとともに、配水管布設替工事により計画的な管路の耐震化を推進してまいります。公共下水道事業については、令和5年度から地方公営企

業法を適用し、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

4点目の健康で安心して暮らせるまちづくりにつきましては、健康寿命の延伸と地域共生社会の実現を目指してまいります。健康寿命の延伸を図るため、総合的な健康づくりの指針となる第4次健康かいた21を策定し、保健や医療、介護などの連携の強化に取り組んでまいります。地域共生社会の実現に向けて、年齢や障がいの有無などに関係なく、住民一人ひとりや地域の多様な主体が支え合い、地域を共に創っていけるよう、引き続き関係団体などと連携した取組を進めてまいります。障がい者福祉の推進については、障がい者や障がい児が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう支援を行いながら、障がい福祉サービスなどの提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するため、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定いたします。高齢者福祉の推進については、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会の実現に向け、高齢者いきいき活動ポイント事業や通いの場への支援を行いながら、社会参加や健康増進、介護予防の普及啓発に努めてまいります。また、令和6年度から令和8年度までの高齢者福祉及び介護保険における目標や施策等を定める次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたします。令和5年度からの福祉センターの次期指定管理者については、健康増進に重点を置いた取組の充実強化を図る施設管理運営ができるよう、公募により選定を行ってまいります。生活困窮者への支援については、引き続き、相談支援体制を確保し、長引くコロナ禍や物価高騰などの情勢も踏まえ、相談者一人ひとりに寄り添った支援を行ってまいります。個別のがん検診については、これまでの胃がん、乳がん、子宮頸がん、新たに肺がん及び大腸がんを加えた五つのがん検診を身近な医療機関で受診できる体制を整えます。医療機関での受診体制を整えることで、特定検診や後期高齢者健診と併せて、各種健診の受診率の向上を図り、住民の健康の保持・増進に努めてまいります。また、国民健康保険においては、医療費の抑制を図るため、令和6年度から令和11年度までの被保険者の健康増進及び疾病予防の目標や施策等を定める次期データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を策定いたします。

5点目の誰もが輝くまちづくりにつきましては、住民一人ひとりのもとより、海田町出身の人たち、通勤や通学などで海田町に関係を持つ人たちが、町への関心と関わりを持ち続け、挑戦と活躍ができるように取り組んでまいります。生涯学習の推進について

は、図書館増築部の屋根等改修工事の実施計画を行い、環境整備を進めてまいります。社会教育の推進については、本町の歴史文化の継承をしていくため、文化財の保存活用や織田幹雄さんの偉業の情報

発信等に努めてまいります。また、芸術文化・スポーツの振興については、公共ホール音楽活性化支援事業など優れた芸術の提供や海田町文化スポーツ協会の支援などに取り組んでまいります。男女共同参画の形成促進につきましては、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、令和4年10月から開始したパートナーシップ宣言制度の周知など、第3次海田町男女共同参画基本計画に基づいた取組を進めてまいります。

6点目の環境にやさしいまちづくりにつきましては、豊かな自然環境の保護はもとより、自然と人との共生に向け、地球温暖化対策の推進、環境保全と循環型社会の形成、自然に親しむ環境の整備に取り組んでまいります。温暖化ガス排出量の削減については、電気使用量削減のため、町管理の防犯灯、ひまわりプラザ、海田中学校等、町有施設の照明のLED化を推進してまいります。また、海田町公衆衛生推進協議会等と連携し、脱温暖化社会の実現に向け、住民一人ひとりが日常の中で環境を意識しながら暮らす地域を目指してまいります。

7点目のにぎわいと交流のまちづくりにつきましては、歴史資産・自然資産を効果的に活用しながら地域ボランティアとともに町の魅力を磨き上げ、交流人口の増加につなげてまいります。また、海田町の文化や歴史を後世に伝えていくとともに、町の魅力として発信し、関係人口の増加につなげてまいります。令和4年度に引き続き西国街道デザインマンホールの設置を行い、近隣の自治体と連携して西国街道のPRを推進してまいります。海田町の発展の歴史を後世に伝え、海田町の今を新たに発見できるよう、昔の風景、暮らしの様子などの写真を集め、海田町ふるさと写真集を新庁舎に合わせて作成してまいります。また、多くの子どもたちに郷土料理、海田さつまを体験してもらうため、小学校給食で海田さつまの素を使用した場合はその材料費を町で負担し、メニュー化の応援をいたします。

8点目のデジタル化の推進につきましては、町民サービスの向上を図るとともに、効率的で持続可能な行政運営を実現するため、DXの推進に向け、継続的に取り組んでまいります。来庁者に対するサービス向上として、来庁者の窓口での届出等をサポートする総合申請システムを導入するとともに、住民票などの手数料の支払いについて、キャ

ツシュレス決済を導入いたします。また、来庁の不要化によるサービス向上として、公共施設の利用において、時間的な制約を受けることなく公共施設の利用状況の確認や利用予約が行えるよう、オンライン申請を可能とする予約システムの構築を行います。電算システムのネットワーク環境については、庁舎ネットワーク環境の細分化や通信機器の冗長化などにより、ネットワーク障害が発生した場合においても業務への影響を最小限に抑えるよう、環境整備に取り組んでまいります。新庁舎の議場や会議室等には、無線LAN環境を整備し、自席以外でもパソコン等を使用することができる環境を整え、業務の効率化及びペーパーレス化を図ってまいります。また、モバイル給与明細システムを導入し、紙で配布していた給与支給明細書をスマートフォン等で閲覧できるように変更することで、紙文書を削減し環境への配慮と業務の効率化を図ってまいります。海田町公式SNSのうち利用者が多いものについては、これまで防災や新型コロナウイルス感染症に関する情報など、住民の多くの方に関係する情報に限定しておりましたが、利用者が受け取りたい情報を選択することにより、町からより多くの情報を適切なタイミングで送り届けるための仕組みづくりを構築してまいります。また、道路施設等管理システムについては、住民から寄せられた道路陥没等の通報情報や対応状況をシステム上に保存・共有することで、職員の初動体制の迅速化を図るとともに、住民の方が対応状況を閲覧できる運用を開始いたします。海田町地図情報提供システム、かいたひまナビについては、道路台帳情報や都市計画情報等を令和5年1月1日からインターネット上で一般公開したところですが、4月1日からは水路台帳情報と下水道台帳情報を加えて、七つの情報の一般公開を開始いたします。

最後に、令和5年度の本町の予算編成につきましては、第5次海田町総合計画に掲げた施策を推進するため、必要な財源を確保し重点的に予算を配分するとともに、国の経済対策と連動し、令和4年度補正予算と令和5年度当初予算を一体として編成しております。町財源を中長期的に持続可能なものとしていくため、計画的かつ安定的に財政運営を行ってまいります。

以上、施政方針を申し上げましたが、これからの諸施策、諸事業を推進するため、議員各位並びに町民の皆様の声を受け止め、町政発展にまい進する所存でございます。一人でも多くの方々に、海田町に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるよう、暮らしやすさが実感できるまちづくりに、職員一丸となって取り組んでまいります。

失礼しました。18ページの下段のほうに、令和5年度と申し上げましたが、6年度に

訂正をさせていただきます。それから、20ページのところですが、上段のほうで実施計画と言いましたが、実施設計に訂正させていただきます。中段のパートナーシップ宣誓のところ、宣言と言いましたが、宣誓制度です。訂正させていただきます。それから、21ページのところの上段のところに、温暖化と言いましたが、温室効果ガスに訂正させていただきます。それから、中段に脱炭素社会のところ、脱温暖化と言いましたが、脱炭素社会に訂正させていただきます。22ページのところですが、新庁舎に合わせてと言いましたが、開庁を付け加えさせていただきます。上段から中段にかけてのところですが、海田さつまの素を使用したに訂正させていただきます。22ページの下段のところ、可能とする施設予約システムに訂正させていただきます。最後に24ページのところの上段の初動体制と申したようですので、初動対応の迅速化を図るに訂正をさせていただきます。以上です。大変失礼をいたしました。

○議長（桑原）以上で施政方針の演説を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みはございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので御参集いただけるよう、お願い申し上げます。本日は大変御苦勞様でした。

午後1時46分 延会